

別府市移住支援金交付要綱

全部改正 令和 8 年 4 月 2 日
別府市告示第 1 6 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別府市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び別府市内の中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の定めるところにより、移住支援事業として別府市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、補助対象外となる転入を除く。
- (2) 補助対象外となる転入 次のいずれかに該当する転入をいう。
 - ア 県外の事業所から県内の事業所に、一時的な転勤又は出向により転入する場合
 - イ 県外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）を卒業した後、新規採用者として県内事業所に勤務する場合
 - ウ 県外から県内の大学・各種専修学校等に進学し、就学期間のみ転入する場合
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、別府市に転入後 5 年以内に別府市外へ転出する可能性が高い転入又は移住施策の効果が認めがたい転入
- (3) 定住 転出することなく別府市内に 5 年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (4) 申請者 移住支援金の交付を受けようとする者をいう。

(5) 申請者等 申請者及び申請者と同一世帯に属する者をいう。

(対象者要件等)

第3条 移住支援金の交付対象者は、移住をした者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 申請者が、住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、住民票を移す直前において連続して1年以上、大分県外に在住していたこと。ただし、大分県外の大学等に通学していた者で、在学期間中に住民票を大分県外に移していないこと等により前段の通算年数に算入できない期間があるときは、当該在学期間を前段の通算年数に算入することができる。

(2) 次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること。

ア 申請者等が、移住支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、転入後1年以内であること。

イ 申請者が申請日において、定住する意思を有していること。

(3) 次に掲げる移住者に関する要件の全てに該当すること。

ア 申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者が39歳以下であること又は申請者と同一世帯に属する18歳未満の者がいること。

イ 申請者等が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。

ウ 申請者等が、日本人であること又は外国人であって、次に掲げるいずれかの在留資格を有すること。

(ア) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

(イ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

エ 申請者と同一世帯に属する者が、移住支援金の交付の申請をして

おらず、かつ、交付を受けていないこと。

オ 申請者等が、別府市移住応援給付金交付要綱（令和8年別府市告示第163号）に基づく給付金の交付の申請をしておらず、かつ、交付を受けていないこと。

カ 申請者等が、過去10年以内に、大分県移住支援事業費補助金交付要綱又は大分県移住応援給付事業費補助金交付要綱に基づき交付される大分県移住支援金又は大分県移住応援給付金（大分県内の別府市を含む各市町村がこれらの要綱に基づき交付するものを含む。）の交付を受けていないこと。ただし、受給した大分県移住支援金若しくは大分県移住応援給付金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の申請者等（申請者を除く。）であった者が5年以上経過し18歳以上となった場合を除く。

キ その他別府市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれかに該当する就職であること。

(ア) 一般の場合は、次に掲げる就職に関する要件の全てに該当すること。

a 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。

b 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就職でないこと。

c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて大分県マッチング支援事業実施要領第4条に規定する対象法人に就業していること。

d 求人への応募日が、aのマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

e 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。

- (イ) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材の場合は、次に掲げる就職の要件の全てに該当すること。
 - a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - b 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。
 - d 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- イ テレワークの場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住をした場合であって、別府市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 移住先においてテレワークにより勤務すること（原則として恒常的に通勤しない。）とし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。
- ウ 関係人口の場合は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者であること。
 - (ア) 別府市が、次のいずれかに該当すると認める者であること。
 - a 別府市への移住・定住又は就労に関する相談実績を有する者
 - b 別府市が地域課題の解決に資すると認める分野への就業を目的として、市内の事業者又は関係機関と求職活動、相談その他これらに類する接点を有していた者
 - (イ) 別府市内の事業者において週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者であって、当該就業に係る職種が次のいずれかに該当するものであること。
 - a 一般乗合旅客自動車運送業に従事するバス運転手

- b 一般乗用旅客自動車運送業に従事するタクシー運転手
- c 介護職員等（別府市内の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスを行う事業所、施設又は地域包括支援センターに勤務する介護職員、利用者に直接介護を行う従事者（訪問介護員を含む。）、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師及び介護福祉士をいう。）

エ 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(5) 申請日において、申請者等（申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。）が市区町村税を滞納していないこと。

2 申請者が、次条第1項第1号に掲げる区分により移住支援金の交付申請をする場合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 申請者等が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 前号の申請者等のうち申請者を除く者が、申請日において、申請者と同一世帯に属していること。

3 第1項の規定にかかわらず、移住元では2以上の世帯が、移住後に同一の住所に居住する場合、移住支援金の交付は、1世帯に限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第4号ウ(イ)に該当する就職をした場合であって、移住先の就業先と移住元の就業先が、親会社・子会社の関係にあるとき、同一の親会社を有するときその他これらと同等の資本関係又は人的関係があると市長が認めるときは、移住支援金を交付しない。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 申請者等が2人以上の世帯 60万円

(2) 申請者のみの世帯 40万円

2 申請日の属する年度の4月1日において年齢が12歳以下の者（申請者と同一世帯に属する者に限る。）を養育しているときは、前項に定める

額に、当該者1人につき30万円を加算するものとする。ただし、加算の対象となる当該者の数は、1世帯につき2人を限度とし、加算額は60万円を上限とする。

(移住支援金の交付申請)

第5条 申請者は、別府市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる証明書類等
- (2) 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し
- (3) 申請者が外国人である場合は、在留資格が確認できる書類(在留カードの写し等)
- (4) 申請者等全員分の移住後の住民票の写し
- (5) 申請者等全員分の戸籍の附票の写しその他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- (6) 次のア及びイに掲げる申請者等(申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。)の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
 - ア 納税義務のある申請者等 申請日において市区町村税を滞納していないことを証する証明書(完納証明書等)
 - イ 納税義務のない申請者等 非課税であることその他納税義務がないことを確認できる書類(非課税証明書等)
- (7) 別府市移住支援金交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第1号(別紙))
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、2月1日から3月31日までの間に行うことができない。

(移住支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、移住支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、移住支援金の交付を決定し、別府市移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付請求等)

第7条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者が、移住支援金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内（その末日が当該交付決定の日が属する年度の3月10日後となるときは、同日まで）に、別府市移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（移住支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し

(2) 第3条第1項第4号エの起業補助金の交付決定が取り消された場合 全部の取消し

(3) 申請日から1年以内に、次のいずれかに該当する場合 全部の取消し

ア 第3条第1項第4号ア(7)又は(イ)に掲げる就業に係る職を辞した場合

イ 第3条第1項第4号ウ(イ)a から c までに掲げる職種に係る職を辞した場合

(4) 申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全部の取消し

(5) 申請日から3年以上5年以内に別府市から転出した場合 一部(交付決定額の半額相当分)の取消し

(6) その他この要綱の規定に違反したとき 全部又は一部(市長が定める額分)の取消し

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市移住支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、移住支援金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に移住支援金を交付しているときは、期限を定めてその

返還を命ずるものとする。

- 4 前項の規定により返還を命ぜられた申請者は、別府市補助金等交付規則第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別府市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のある別府市移住支援金の交付について適用し、同日前に申請のあった別府市移住支援金の交付については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	証明書类等
第3条第1項第4号ア(ア)又は(イ)に該当する者（一般・専門人材）	就業証明書（就業用）（様式第2号（その1））
第3条第1項第4号イに該当する者（雇用者としてテレワーク）	就業証明書（テレワーク用）（様式第2号（その2））
第3条第1項第4号イに該当する者（法人経営者としてテレワーク）	開業届の写し又はこれに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類）
第3条第1項第4号イに該当する者（個人事業主としてテレワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ・開業届の写し又はこれに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類） ・業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類） ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
第3条第1項第4号ウに該当する者（関係人口）	就業証明書（関係人口用）（様式第2号（その3））
第3条第1項第4号エに該当する者（起業）	起業補助金の交付決定通知書の写し
第3条第1項第1号ただし書に該当する者（県外大学等通学期間の算入を希望する者）	卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）